

平成29年3月8日（水曜日）

議事日程第5号

平成29年3月8日（水曜日）午前10時開議

- 第1. 議案の訂正について
- 第2. 委員長審査報告
- 第3. 議案第2号 予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について
- 第4. 議案第3号 由利本荘市飲料水供給施設設置条例の制定について
- 第5. 議案第4号 簡易水道事業の水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 第6. 議案第5号 由利本荘市組織条例の一部を改正する条例案
- 第7. 議案第6号 由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第8. 議案第7号 由利本荘市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第9. 議案第8号 由利本荘市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第10. 議案第9号 由利本荘市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案
- 第11. 議案第10号 由利本荘市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例案
- 第12. 議案第11号 由利本荘市税条例等の一部を改正する条例案
- 第13. 議案第12号 由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例の一部を改正する条例案
- 第14. 議案第13号 由利本荘市中小企業融資あっせんの特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第15. 議案第14号 由利本荘市花立クリーンハイツ条例の一部を改正する条例案
- 第16. 議案第15号 由利本荘市集落排水施設条例の一部を改正する条例案
- 第17. 議案第16号 由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例案
- 第18. 議案第18号 由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案
- 第19. 議案第19号 由利本荘市健康増進施設に関する条例の一部を改正する条例案
- 第20. 議案第20号 由利本荘市ガス供給条例の一部を改正する条例案
- 第21. 議案第21号 由利本荘市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例案
- 第22. 議案第23号 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例の一部を改正する条例案
- 第23. 議案第24号 財産の無償譲渡について
- 第24. 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

- 第25. 議案第26号 本荘由利広域市町村圏組合と由利本荘市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更について
- 第26. 議案第27号 平成29年度由利本荘市介護サービス事業特別会計への繰入れについて
- 第27. 議案第28号 平成29年度由利本荘市下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第28. 議案第29号 平成29年度由利本荘市集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第29. 議案第30号 平成29年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて
- 第30. 議案第32号 平成28年度由利本荘市一般会計補正予算(第16号)
- 第31. 議案第33号 平成28年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 第32. 議案第34号 平成28年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第33. 議案第35号 平成28年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算(第4号)
- 第34. 議案第36号 平成28年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算(第2号)
- 第35. 議案第37号 平成28年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算(第5号)
- 第36. 議案第38号 平成28年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算(第1号)
- 第37. 議案第39号 平成28年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算(第5号)
- 第38. 議案第40号 平成28年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算(第6号)
- 第39. 議案第41号 平成28年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算(第5号)
- 第40. 議案第42号 平成28年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 第41. 議案第43号 平成28年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算(第3号)
- 第42. 議案第44号 平成28年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算(第1号)
- 第43. 議案第45号 平成28年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正予算(第1号)
- 第44. 議案第46号 平成28年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第5号)
- 第45. 議案第47号 平成28年度由利本荘市ガス事業会計補正予算(第3号)
- 第46. 議案第48号 平成29年度由利本荘市一般会計予算
- 第47. 議案第49号 平成29年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算
- 第48. 議案第50号 平成29年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計予算
- 第49. 議案第51号 平成29年度由利本荘市診療所運営特別会計予算
- 第50. 議案第52号 平成29年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計予算

- 第51. 議案第53号 平成29年度由利本荘市情報センター特別会計予算
 第52. 議案第54号 平成29年度由利本荘市奨学資金特別会計予算
 第53. 議案第55号 平成29年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算
 第54. 議案第56号 平成29年度由利本荘市下水道事業特別会計予算
 第55. 議案第57号 平成29年度由利本荘市集落排水事業特別会計予算
 第56. 議案第58号 平成29年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算
 第57. 議案第59号 平成29年度由利本荘市小友財産区特別会計予算
 第58. 議案第60号 平成29年度由利本荘市北内越財産区特別会計予算
 第59. 議案第61号 平成29年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計予算
 第60. 議案第62号 平成29年度由利本荘市水道事業会計予算
 第61. 議案第63号 平成29年度由利本荘市ガス事業会計予算
 第62. 議案第65号 由利本荘市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
 第63. 議案第66号 由利本荘市ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
 第64. 議案第67号 由利本荘市上水道事業給水条例の一部を改正する条例案
 第65. 議案第68号 (仮称) 由利本荘総合防災公園屋根付きグラウンド建設工事請負契約の締結について
 第66. 議案第69号 (仮称) 由利本荘総合防災公園アリーナ建設工事請負変更契約の締結について
 第67. 議案第70号 財産の無償譲渡について
 第68. 議案第71号 平成28年度由利本荘市一般会計補正予算(第17号)
 第69. 議案第72号 平成28年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算(第6号)
 第70. 陳情第1号 地域別最低賃金の引き上げと全国一律最賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める意見書提出についての陳情
 第71. 陳情第2号 共謀罪(テロ等組織犯罪準備罪)法案の国会提出に反対する意見書提出についての陳情

本日の会議に付した事件

第1から第71までは議事日程第5号のとおり

第72. 追加提出議員発案の説明並びに質疑

議員発案第1号及び議員発案第2号 2件

第73. 議員発案第1号 由利本荘市議会委員会条例の一部改正について

第74. 議員発案第2号 市長の専決処分事項の指定について

出席議員(25人)

1番 鈴木和夫	2番 村上亨	3番 伊藤岩夫
4番 今野英元	5番 佐々木隆一	6番 三浦晃
7番 梶原良平	8番 湊貴信	9番 渡部聖一
10番 伊藤順男	11番 高橋信雄	13番 吉田朋子

14番	高野吉孝	15番	渡部専一	16番	大関嘉一
17番	高橋和子	18番	長沼久利	19番	佐藤賢一
20番	土田与七郎	21番	三浦秀雄	22番	渡部功
23番	佐々木慶治	24番	佐藤譲司	25番	佐藤勇
26番	井島市太郎				

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部誠	副市長	小野一彦
副市長	阿部太津夫	教育長	佐々田亨三
企業管理者	藤原秀一	総務部長	原田正雄
企画調整部長	佐藤光昭	市民生活部長	村上祐一
健康福祉部長	太田晃	農林水産部長	遠藤晃
商工観光部長	真坂誠一	建設部長	佐々木肇
由利本荘まるごと 営業本部事務局長	松永豊	総合防災公園管理 運営準備事務局長	袴田範之
保育園民営化・ 地域資源を活用 した遊び推進 事務局長	大場ひろみ	西目総合支所長	釜台憲二
鳥海総合支所長	新田芳則	教育次長	大滝朗
消防長	畠山操		

議会事務局職員出席者

局長	鈴木順孝	次長	鎌田直人
書記	小松和美	書記	高橋清樹
書記	古戸利幸	書記	佐々木健児

午前10時00分開議

○議長（鈴木和夫君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は25名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、お諮りいたします。このたび、市長より議案訂正の申し出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事は日程第5号をもって進めます。

○議長（鈴木和夫君） 日程第1、議案の訂正についてを議題といたします。

市長より議案の訂正理由の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。

議案訂正の説明に先立ちまして、本市沖合で計画されております洋上風力発電について、御報告申し上げます。

株式会社レノバを初めとする3社が、本市、岩城地域から西目地域にかけての南北約30キロメートルの海域において、世界有数規模となる洋上風力発電所建設計画を発表いたしました。

計画では、発電規模最大560メガワットで、沿岸より沖合約1キロメートルから4キロメートル、南北約30キロメートルの範囲に、着床式洋上風力発電用の風車140基を建設し、2026年度の運転開始に向け、2017年度中に環境影響評価の手続を開始する見込みとなっております。

事業費が3,000億円を超える大型プロジェクトとして、本市のみならず県内全域への経済波及効果が期待されるものであり、市といたしましても事業化を歓迎し、積極的に協力をしてまいります。

それでは、議案の訂正について御説明申し上げます。

今定例会におきましては、各提出議案について慎重な御審議をいただいておりますが、議案第6号由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案において、内容の一部を訂正させていただきたく、お願いするものであります。

その内容についてであります。行政職の等級別基準職務表において、議会事務局長及び各行政委員会事務局長を7級に格付することを明確に規定することとし、原案の一部を訂正するものであります。

議員の皆様には、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 以上で、議案の訂正理由の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案の訂正についてはこれを承認することに決定いたしました。

この際、訂正議案の審査に係る総務常任委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時04分 休 憩

午前10時40分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、これより、議案第2号から議案第16号まで、議案第18号から議案第21号まで、議案第23号から議案第30号まで、議案第32号から議案第63号まで、議案第65号から議案第72号までの67件、並びに陳情第1号及び陳情第2号の計69件を一括上程し、各委

員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。16番大関嘉一君。

【総務常任委員長（大関嘉一君）登壇】

○総務常任委員長（大関嘉一君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託されました案件を除いて、条例関係9件、財産譲渡1件、補正予算5件、新年度予算5件、陳情1件の合計21件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係の案件であります。議案第2号予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定についてであります。これは、市が出資等している法人等の予算執行に関する調査対象法人の範囲を拡大するため条例を制定しようとするものであり、これにより由利高原鉄道株式会社及びにしめ物産株式会社が新たに対象となるものであります。

次に、議案第5号組織条例の一部を改正する条例案及び議案第6号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の2件についてであります。これは、部局の名称変更や事務分掌の整理など組織機構の改正を行うため、それぞれ条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第7号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第8号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第9号職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案の3件についてであります。これは、人事院規則の改正に準じてそれぞれ条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第10号長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、契約締結できる対象の明確化及び契約期間限度の見直しを行うため条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第21号消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例案であります。これは、本荘消防署西目分署の移転に伴い条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第23号納税等に係る公平性の確保に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、対象条例等の整理に伴い条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました条例の制定及び一部改正の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、議案第6号の議案訂正について、審査の過程で委員より、本案件は行政委員会等のあり方や幹部職員の職務に深くかかわるものであり、庁内調整を十分に行い吟味した上で慎重に提案すべきとの発言がありましたので申し添えます。

次は、財産譲渡の案件であります。

議案第24号財産の無償譲渡についてであります。これは久保田集落担い手センター

に係る建物及び附帯する設備一式を久保田部落会に無償で譲渡するに当たり、議会の議決を得ようとするものでありますが、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、各会計の補正予算についてであります。

初めに、議案第32号一般会計補正予算（第16号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では9款、10款、12款から21款、歳出では1款、2款、9款、12款、13款、継続費2款の変更、繰越明許費9款、地方債の変更であります。

この補正は、全般にわたり年度末の精査に伴う補正であります。主な内容について報告申し上げます。

初めに、歳入であります。9款地方特例交付金及び10款地方交付税では、交付額の確定による増額、12款分担金及び負担金では、子吉土地改良区総代補欠選挙の無投票による選挙費負担金の減額、13款使用料及び手数料では、土地建物使用料及び移動通信用鉄塔設備使用料の増額、14款国庫支出金では地域内フィーダー系統確保維持費補助金の増額及び参議院議員通常選挙費委託金の減額、15款県支出金では生活バス路線等維持費補助金の増額が主なものであります。

16款財産収入では、土地建物貸付収入や財政調整基金など基金運用収入の増額及び土地、分譲宅地、分収林立木、物品の売払収入の増額、17款寄附金では木育推進事業寄附金の措置、18款繰入金では地域雇用創出推進基金や公共施設等維持補修基金などからの繰入金の減額、19款繰越金では前年度繰越金の増額であります。

20款諸収入では、人口減による宝くじ市町村交付金の減額のほか、保険収入や原子力損害賠償金の増額、21款市債では庁舎等整備事業債や消防施設整備事業債などの減額が主なものであります。

次に、歳出であります。1款議会費では、精査による議会事務費の減額、2款総務費では、全般にわたり年度末までの事業費の支出見込みによる減額であります。震災復興特別交付税返還金の措置、地域雇用創出推進基金や公共施設等維持補修基金などへの積立金の増額が主なものであります。

9款消防費では、消防団員出動手当の増額や消防車両購入に係る請け差の減額が主なものであり、12款公債費では長期債償還に係る元金の増額、13款予備費では財源調整のための増額であります。

次に、継続費であります。2款総務費において、平成27年度から平成28年度までの2カ年で設定している由利総合支所改築事業について、平成27年度分の年割額を3,339万6,000円減額し、継続費の総額を4億4,716万4,000円に、平成28年度から29年度までの2カ年で設定している大内総合支所改築事業について、年割額を平成28年度分は6,196万円減額し、平成29年度分は同額を増額しようとするものであり、総額に変更はないものであります。

次に、繰越明許費であります。9款消防費において年度内に事業完了が困難なことから、常備消防施設等整備事業費517万9,000円を計上しようとするものであります。

最後に、地方債補正であります。庁舎等整備事業など22事業において起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第71号一般会計補正予算（第17号）であります。当常任委員会に審査付

託になりましたのは、歳入10款地方交付税であります。これは、歳出7款商工費に係る一般財源分として580万円を増額しようとするものであります。

次に、議案第37号情報センター特別会計補正予算（第5号）であります。歳入では一般会計繰入金の減額、放送視聴料の増額及び施設整備事業債の減額であり、歳出では年度末の精査に伴う減額や長期債償還利子の確定に伴う減額が主なもので、歳入歳出それぞれ215万8,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を5億3,767万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第44号小友財産区特別会計補正予算（第1号）であります。歳入では、基金繰入金の減額及び前年度繰越金の増額であり、歳出では、事業費の精査による財産維持費の減額及び積立金の増額で、歳入歳出それぞれ250万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を449万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第45号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）であります。歳入で基金運用収入と前年度繰越金の増額及び基金繰入金の減額による項目精査であり、補正後の歳入歳出予算総額に変更はないものであります。

以上、御報告申し上げました5件の一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度予算について御報告申し上げます。

新年度予算については、4月に市長選挙を控えていることから骨格予算を編成したとのことであります。

初めに、議案第48号一般会計予算であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では2款、3款、6款、7款、9款、11款から20款、歳出では1款、2款、9款、12款、13款及び地方債であります。人件費や経常的な経費を除く主な内容について御報告申し上げます。

初めに、歳入であります。2款地方譲与税では、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税で対前年度比1,800万円減の5億1,200万円、3款利子割交付金では前年度と同額の1,000万円、6款地方消費税交付金では対前年度比1億9,300万円増の14億円、7款自動車取得税交付金では前年度と同額の7,000万円、9款地方交付税では国の地方財政計画による減額により対前年度比約3.7%、6億6,412万9,000円減の173億6,711万6,000円が計上されております。

11款分担金及び負担金では各土地改良区総代選挙費負担金、12款使用料及び手数料では庁舎や地域の施設、土地建物、コミュニティバス等の使用料及び危険物許可申請証明手数料、13款国庫支出金では、地域内フィーダー系統確保維持費補助金、生活再建対策事務及び大沢川排水機場操作点検業務の委託金が計上されております。

14款県支出金では、生活バス路線等維持費及び由利高原鉄道運営事業費などの補助金のほか、県広報配布、県知事選挙費、各種統計調査費などの委託金、15款財産収入では、土地建物などの貸付収入や各基金の運用収入のほか、土地・物品売払収入などが計上されております。

16款寄附金では、一般寄附金やふるさとさくら基金寄附金、17款繰入金では地域雇用創出推進基金、公共施設等維持補修基金及び行政改革に伴う人件費平準化基金などの各基金のほか、各財産区会計からの繰入金、18款繰越金では前年度と同額の5億円が計上

されております。

19款諸収入では、地域総合整備資金貸付金元利収入、宝くじ市町村交付金、県消防学校派遣費及び県消防防災航空隊派遣費などであり、20款市債では、庁舎等整備、由利高原鉄道運営支援、地域づくり推進、消防防災施設整備及び消防庁舎建設などに係る各事業債や臨時財政対策債が計上されております。

次に、歳出であります。

1 款議会費では、議員報酬のほか出張旅費、会議出席費用弁償のほか、議会運営全般に係る事務費などが計上されております。

2 款総務費では、大内総合支所改築、地域づくり推進、生活バス路線等維持、コミュニティバス運行、由利高原鉄道運営補助、ふるさとさくら基金、社会保障・税番号制度、県知事・市長・市議会議員選挙に係る事業費などが計上されております。

9 款消防費では、水槽つき消防自動車及び高規格救急自動車購入、本荘消防署大内分署消防庁舎建設、耐震性貯水槽及び消防団への小型動力ポンプ積載車や格納庫の整備に係る事業費などが計上されております。

12款公債費では、長期債や一時借入金の元金や利子で、対前年度費7,989万7,000円減の63億1,039万7,000円であり、13款予備費では、前年度と同額の5,000万円が計上されております。

最後に、地方債であります。庁舎等整備事業、簡易給水施設整備事業、道路改良事業、防災公園整備事業、羽後本荘駅周辺整備事業、消防施設整備事業、消防庁舎整備事業及び臨時財政対策債など34事業について、起債限度額の総額が対前年度比約5.1%、3億980万円減の57億9,190万円が計上されております。

次に、議案第53号情報センター特別会計予算であります。歳入では、新規加入をケーブルテレビ100件、インターネット150件と見込み、それぞれの負担金、使用料のほか、一般会計繰入金、衛星放送視聴料の計上が主なものであります。

歳出では、総務費で施設維持管理費及び番組制作費、電気通信経営費でインターネット上位回線使用料、公債費では長期債の元利償還金のほか予備費を計上するもので、歳入歳出予算の総額は対前年度比9,322万円減の4億3,136万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第59号小友財産区特別会計予算であります。歳入では造林補助金、土地貸付・基金運用収入、基金繰入金などが主なものであり、歳出では財産区管理会費、財産管理・維持費、一般会計繰出金などを計上するもので、歳入歳出予算の総額を対前年度比302万1,000円増の501万円にしようとするものであります。

次に、議案第60号北内越財産区特別会計予算であります。歳入では基金繰入金などが主なものであり、歳出では財産維持費、一般会計繰出金などを計上するもので、歳入歳出予算の総額を前年度と同額の1万6,000円にしようとするものであります。

最後に、議案第61号松ヶ崎財産区特別会計予算であります。歳入では土地貸付・基金運用収入、基金繰入金などが主なものであり、歳出では財産管理・維持費、一般会計繰出金などを計上するもので、歳入歳出予算の総額を前年度と同額の91万6,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました5件の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨

を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情についてであります。

陳情第2号共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する意見書提出についての陳情についてであります。これにつきましては委員より、世界中至るところでテロが多発しており、テロを未然に防ぐことは大変重要で、法案が提出された後にその内容が審議されることが望ましいので不採択すべきとの発言がありましたが、他の委員より、内閣でも提出する法案の内容を検討しているさなかであり、法案の概要を見きわめるべきとの発言があり、採決の結果、継続審査と決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。8番湊貴信君。

【教育民生常任委員長（湊貴信君）登壇】

○教育民生常任委員長（湊貴信君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に審査付託になりましたのは、初日付託分を除き、条例案3件、補正予算案9件、平成29年度予算案7件、その他3件の計22件であります。

審査結果につきましては審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例案であります。

議案第11号税条例等の一部を改正する条例案についてであります。これは、地方税法等の改正に伴い、消費税率変更時期の延長や個人住民税の住宅ローン控除の適用期間延長等に係る条文を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第12号地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、介護予防・日常生活支援総合事業の開始及び高齢者の生きがいと健康づくり事業の廃止に伴い、施行日を4月1日として、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第19号健康増進施設に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、小友地区健康増進センター内にある用途廃止となっていたトレーニングルームを軽運動室として使用することに伴い、施行日を4月1日として、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました3件の条例案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、その他の案件であります。

議案第26号本荘由利広域市町村圏組合と由利本荘市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更についてであります。これは、介護保険法の改正により、これまで地域支援事業において実施していた介護予防事業が廃止となり、介護予防・日常生活支援事業に改められたことから、当該組合との間の事務委託に関する規約の一部を変更しようとするものであります。

次に、議案第27号介護サービス事業特別会計への繰入れについてであります。これは、新年度予算において、事業推進のため、1億円以内を繰り入れようとするものであります。

次に、議案第70号財産の無償譲渡についてであります。これは、公立保育園8園の民間移管に伴い、保育園の施設、設備及び備品を社会福祉法人由利本荘保育会へ無償譲渡しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました3件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算案について御報告申し上げますが、このたびの補正は、全般的に事業費確定や年度末精査によるもの及び人件費であり、それ以外の主な内容を御報告申し上げます。

初めに、議案第32号一般会計補正予算（第16号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では1款、12款から18款、20款、21款、歳出では、2款から4款、7款、10款、継続費4款の変更並びに繰越明許費2款及び10款であります。

歳入1款市税では、法人市民税及び軽自動車税の追加並びに固定資産税の減額であります。

12款分担金及び負担金では、老人保護及び保育所入所者負担金の減額、13款使用料及び手数料では、焼却場及び東光苑生活支援ハウスの使用料の追加であります。

14款国庫支出金では、地域生活支援事業費補助金、15款県支出金では、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金及び老人クラブ助成費補助金の追加であります。

16款財産収入では、鉄・アルミ・古紙などの物品売払収入、17款寄附金では、ジュニアスポーツ振興のための、スポーツ振興応援寄附金の追加であります。

18款繰入金では、後期高齢者医療特別会計繰入金、20款諸収入では、市税の延滞金及び広域市町村圏組合分担金清算金の追加、21款市債では、矢島鳥海サテライトセンター整備事業債の減額であります。

次に、歳出2款総務費では、1項総務管理費、2項徴税费及び3項戸籍住民基本台帳費における、事業費確定や年度末精査による補正であります。

3款民生費、1項社会福祉費では、特別会計への繰出金の追加及び減額のほか、除雪作業等の軽度生活援助事業委託料の追加、2項児童福祉費及び3項生活保護費では、年度末精査による児童措置費の減額及び生活保護就労支援事業費の追加であります。

4款衛生費、1項保健衛生費では、不妊治療費助成金及び市外火葬場使用補助金の追加、2項清掃費では、事業費確定や年度末精査による減額であります。

7款商工費では、実績見込みによる、消費者保護対策事業費の減額であります。

10款教育費の各項では事業費確定や年度末精査による減額であります。

継続費では、4款衛生費において、平成28年度及び平成29年度の2カ年で設定している矢島鳥海サテライトセンター整備事業に係る平成28年度分の年割額を2,272万5,000円減額し、総額を2億2,627万5,000円にしようとするものであります。

繰越明許費では、2款総務費において、（仮称）おもちゃ美術館整備事業、地籍調査事業及び戸籍住民基本台帳費、また、10款教育費において、西目中学校大規模改修事業及び（仮称）北部学校給食センター建設事業について、年度内の事業完了が困難であることから、平成29年度に事業費を繰り越すため、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、議案第33号国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入では、国民健康保険税の追加や療養給付費等交付金の減額、歳出では、保険給付費の追加や共同事業拠出金の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ4,606万円を追加し、総額を107億5,270万8,000円にしようとするものであります。

次に、議案第34号後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入では、一般会計繰入金の追加、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ952万5,000円を追加し、総額を7億7,063万円にしようとするものであります。

次に、議案第35号診療所運営特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入では、診療収入及び前年度繰越金の追加並びに一般会計繰入金の減額、歳出では、各診療所の運営費の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ611万6,000円を追加し、総額を3億8,315万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第36号受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入では、前年度繰越金の追加、歳出では、基金積立金の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ116万8,000円を追加し、総額を1,199万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第38号奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入では、基金繰入金の減額、歳出では、奨学資金貸付金の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ377万4,000円を減額し、総額を7,131万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第39号介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。歳入では、サービス収入の減額及び前年度繰越金の追加、歳出では、予備費の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ7,523万4,000円を追加し、総額を4億6,081万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第71号一般会計補正予算（第17号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、繰越明許費3款民生費であります。これは、清徳保育園・幼稚園の改築に係る民間保育園改築事業費補助金について、年度内の事業完了が困難であることから、平成29年度に事業費を繰り越すため、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、議案第72号介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）についてであります。歳出において、予算の組み替えをするとともに、東光苑の設備修繕及び介護ベッド等備品の購入に当たり、年度内の事業完了が困難であることから、平成29年度に事業費を繰り越すため、繰越明許費を設定しようとするものであります。

なお、この補正につきましては、東光苑の4月1日からの指定管理者制度移行に向けた対応の一環であります。現在、業務の内容点検、改善を初め、市と指定管理者双方で協力しながら鋭意引き継ぎ作業中である旨の説明を受けております。審査の過程において、委員からは今後、施設利用者の利便性等を第一に考え、市、鳥寿苑、東光苑及び指定管理者の4者協議を継続しながら、施設のスムーズな運営と諸課題の解決に当たっていただきたいとの発言がありましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げました9件の各会計補正予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、平成29年度各会計予算案について御報告申し上げます。

初めに、議案第48号一般会計予算についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、1款、4款、5款、8款、10款から17款、19款、20款、歳出では、2款から4款、7款、10款及び債務負担行為であります。主なものを御報告申し上げます。

自主財源の根幹である歳入1款市税では、原油価格の下落に伴い鉱産税が減となったものの、新築家屋の固定資産評価額の増などにより、前年度比で0.4%、3,130万円の増となり、一般会計の歳入全体に占める割合は17.1%であります。

4款配当割交付金及び5款株式等譲渡所得割交付金では、それぞれ前年度と同額、8款地方特例交付金では、300万円増の3,100万円、10款交通安全対策特別交付金では、500万円増の1,200万円が、それぞれ計上されております。

11款分担金及び負担金では、老人保護及び保育所入所者、児童クラブ等保護者の各種負担金、12款使用料及び手数料では、焼却場使用料及び指定収集袋によるごみ処理手数料であります。

13款国庫支出金では、障害者自立支援や子どものための教育・保育給付費、児童手当及び生活保護費などの負担金や臨時福祉給付金給付事業費補助金のほか、国民年金事務取扱費委託金であります。

14款県支出金では、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の基盤安定制度負担金や福祉医療費補助金のほか、県民税徴税費委託金であります。

15款財産収入では、鉄・アルミ・古紙などの物品売払収入、16款寄附金では、ユーラスエナジー地域貢献寄附金、17款繰入金では、医師確保奨学資金貸付基金繰入金であります。

19款諸収入では、特養運営費貸付金などの元利収入及び地域支援事業受託収入、20款市債では、矢島鳥海サテライトセンター整備事業を初めとする各事業債であります。

次に、歳出2款総務費では、東由利、鳥海地域の地籍調査事業、個人番号カードを活用した各種証明書のコンビニ交付サービス事業及び（仮称）おもちゃ美術館整備事業のほか、交通安全対策、防犯対策、市民相談及び戸籍住民基本台帳に係る経費であります。

3款民生費では、福祉医療費支給事業において、所得にかかわらず中学生までの医療費を無料とする拡大事業、第30回全国健康福祉祭あきた大会開催事業のほか、介護保険、後期高齢者医療、障害者総合支援、保育所入所措置、児童手当給付及び生活保護に係る経費であります。

4款衛生費では、健康の駅ネットワークを活用した地域活性化プロジェクト事業、矢島鳥海サテライトセンター整備事業及び本荘清掃センター運転管理業務委託事業のほか、各種検診や予防接種に係る経費、塵芥収集費、各ごみ処理施設に係る経費及びし尿処理施設に係る分担金が主なものであります。

なお、本荘清掃センター運転管理業務委託事業につきましては、これまでの経緯、入札や受託業者の状況などについて詳細に説明を受けるとともに、事業費の積算や委託業務の内容について、さらに資料の提出を求めるなど、慎重に審査したものであります。審査の過程において委員からは市民は不安に思っており、また、注目度も高い事業である。今後の業務遂行責任の所在は市にもあるので、指導、監督を徹底し、スムーズに運

営されるよう強く望む旨の発言がありましたことを申し添えます。

7款商工費では、消費者保護対策事業に係る経費であります。

10款教育費では、スクールバス等運行管理業務委託や全国市町村交流レガッタ由利本荘大会開催を初めとした各事業費のほか、幼稚園、小中学校、各教育・体育施設等の管理運営に係る経費が主なものであります。

債務負担行為では、福祉住宅整備資金利子補給及び損失補償の限度額を、平成29年度から36年度まで、利子補給については、償還利子5%以内の利子補給額を、損失補償については、金融機関融資額の10%に相当する額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第49号国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金、歳出では、保険給付費、後期高齢者支援金及び共同事業拠出金が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比3,480万5,000円増の105億8,161万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第50号後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入では、保険料及び一般会計繰入金、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比1,669万5,000円増の7億7,709万円にしようとするものであります。

次に、議案第51号診療所運営特別会計予算についてであります。歳入では、診療収入及び一般会計繰入金、歳出では、各診療所運営費が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比107万7,000円増の3億5,651万円にしようとするものであります。

また、地方債として診療所整備事業の起債限度額等を設定しようとするものであります。

次に、議案第52号受託施設休日応急診療所運営特別会計予算についてであります。歳入では、診療収入及び診療所受託事業収入、歳出では、診療所運営費が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比14万2,000円増の1,088万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第54号奨学資金特別会計予算についてであります。歳入では、基金繰入金及び貸付金元金収入、歳出では、継続及び新規を含めた138人分の貸付金が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比253万1,000円減の7,255万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第55号介護サービス事業特別会計予算についてであります。歳入では、一般会計繰入金、前年度繰越金、歳出では、公債費が主なもので、東光苑の指定管理者制度移行に伴い、歳入歳出予算の総額を前年度比2億5,952万円減の4,456万5,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました7件の平成29年度各会計予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。26番井島市太郎君。

【産業経済常任委員長（井島市太郎君）登壇】

○産業経済常任委員長（井島市太郎君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し

上げます。

今定例会において、当委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、条例案2件、予算案5件、その他2件及び陳情1件の計10件であります。

審査結果につきましては、審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例案であります。議案第13号中小企業融資あっせんの特例に関する条例の一部を改正する条例案は、3月末が期限となっている中小企業向けの設備投資への融資の特例制度を、2年間延長するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第14号花立クリーンハイツ条例の一部を改正する条例案は、花立クリーンハイツの改修に伴い、施設の使用区分と使用料金を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました2件の条例案は、4月1日を施行日として、各条例を改正するものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第25号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更については、商工会が管理している岩城地域の自然休養村センターを4月から直営管理とするため、指定管理者の指定の期間を2年短縮しようとするものであります。

次に、議案第30号平成29年度スキー場運営特別会計への繰入れについては、地方財政法第6条の規定により、一般会計からスキー場運営特別会計に1億4,000万円以内の繰り入れを行うため、議会の議決を得ようとするものであります。

以上、御報告申し上げました2件は、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、予算案であります。議案第32号一般会計補正予算（第16号）について、当委員会が審査いたしましたのは、歳入12から16、20及び21款、歳出5から7款並びに繰越明許費6及び7款であります。主に事業費の確定による減額以外のものを御報告申し上げます。

歳入12款分担金及び負担金では、戦略作物生産拡大基盤整備促進事業分担金の減額、13款使用料及び手数料では、大内畜産センターの農業用機械等使用料、石脇貸工場使用料及び本荘マリーナオートキャンプ場使用料の追加であります。

14款国庫支出金では、農業基盤整備促進事業費補助金の減額、15款県支出金では、農業委員会交付金、森林環境保全整備事業費補助金及び大規模小売店舗に関する届出事務に対する移譲事務等交付金の追加であります。

16款財産収入では、矢島地域桃野畑地使用料及び大内畜産センターの牧草売払収入の追加、20款諸収入では、森林農地整備センター造林受託事業収入、農業夢プラン事業費補助金返還金及び送電線下の公有林伐採補償費の追加であります。

21款市債では、各事業の事業費確定による減額であります。

次に、歳出5款労働費では、雇用の創造事業費の減額であります。

6款農林水産業費では、各種補助金の減額のほか、矢島地域の森林整備センター受託事業費の追加であります。

7款商工費では、各施設の運営費の減額のほか、かしわ温泉修繕費の追加であります。

最後に、繰越明許費において、6款農林水産業費では、産地パワーアップ事業を初めとする8事業、7款商工費では、八塩いこいの森パークゴルフ場整備事業を初めとする2事業について、年度内の事業完了が困難なため、翌年度に繰り越ししようとするものであります。

次に、議案第43号スキー場運営特別会計補正予算（第3号）は、歳入では、リフト収入の減額及び一般会計繰入金の追加、歳出では、鳥海高原矢島スキー場の管理費の減額であり、歳入歳出それぞれ60万円減額し、総額を1億6,586万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第48号平成29年度一般会計予算について、当委員会が審査いたしましたのは、歳入11から15、19及び20款、歳出2款、5から7款及び11款並びに債務負担行為であります。主な内容を御報告申し上げます。

歳入11款分担金及び負担金では、松ヶ崎地区の県営担い手育成基盤整備事業に関する受益者分担金を初めとする農業費分担金、12款使用料及び手数料では、放牧場など農業施設使用料、石脇貸工場などの商工業施設使用料、八塩いこいの森などの観光施設使用料であります。

13款国庫支出金では、地方創生推進交付金、14款県支出金では、各事業に対する農林水産業費及び商工費補助金のほか、大内地域の防災ダムや祓川山荘の管理委託金であります。

15款財産収入では、公有林間伐材等売払収入や風力発電売電収入、19款諸収入では、労働金庫預託金や各種貸付金の回収金、20款市債では、各事業における市債であります。

続いて、歳出2款総務費では、移住実現に向けた就業への支援など徹底した個別サポートとして、地元企業との面接に係る交通費助成や定住促進奨励金交付、移住希望者とのネットワーク構築として、移住希望者の個別相談会や移住まるごとミーティングの開催など移住・定住促進事業費であります。

5款労働費では、シルバー人材センター運営事業費補助金や職業訓練センター管理費のほか、高校生就職サポートや女性の市内定着に向けたセミナーの開催、ものづくり企業の求職者への情報発信に対する助成の事業費であります。

6款農林水産業費では、平成29年秋に本市で開催される第140回秋田県種苗交換会に係る負担金や新規事業である素牛導入支援を行う小規模畜産経営維持拡大支援事業のほか、農林水産業関係の補助金や施設管理費であります。

7款商工費では、特産品の集出荷やネット販売体制を整備し、将来的に地域商社の設立を目指す由利本荘まるごとブランド集出荷体制確立事業のほか、中小企業支援や観光施設の管理運営費であります。

11款災害復旧費では、農地や農業用施設、林道の災害復旧に要する費用であります。

続いて、債務負担行為では限度額を、肉用牛肥育経営維持拡大対策事業において、76万4,000円、中小企業融資幹旋資金事業において、条例施行規則に基づき金融機関融資額の50%以内の利子補給及び保証料の全額として設定しようとするものであります。

次に、議案第58号平成29年度スキー場運営特別会計予算は、歳出において、鳥海高原矢島スキー場の管理費及び公債費であり、財源をリフト収入と一般会計繰入金として、歳入歳出予算の総額を前年度比390万7,000円減の1億5,919万6,000円にしようとするも

のであります。

以上、御報告申し上げました4件の予算案は、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第71号一般会計補正予算（第17号）について、当委員会が審査いたしましたのは、歳出7款並びに債務負担行為であります。

歳出7款商工費では、あきた未来づくりプロジェクト事業において市が導入したバスにより、由利高原鉄道株式会社が本年度から実施しているバス事業について、年度末の決算で約580万円の赤字が見込まれるため、その補填分として運営費補助金を150万円、貸付金を430万円追加しようとするものであります。

また、債務負担行為では、平成28年度から29年度までの期間で限度額を、県営担い手育成基盤整備事業において110万円、県営農村地域防災減災事業において750万円、林道専用道整備事業において650万円として設定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました補正予算案は、当局に対して詳細な説明を求めるなど慎重に審査した結果、次の意見を付して原案を可決すべきものと決定した次第であります。意見。

由利高原鉄道株式会社のバス事業については、あきた未来づくりプロジェクト事業の計画時に、県から収益性への疑義や会社の経営への影響が指摘されていたにもかかわらず、初年度に大幅な赤字を抱えたことは、大変遺憾である。今後は、鳥海山観光の二次アクセスなどの委託事業の展開や自主事業の見直しなど、鉄道事業への影響を及ぼす前の事業の中止も考慮に入れた上で、収支改善についての積極的な指導を強く望む。

最後に、陳情第1号地域別最低賃金の引き上げと全国一律最賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める意見書提出についての陳情は、地域別最低賃金の大幅引き上げや格差縮小、中小企業負担軽減として社会保険料軽減や税の減免等の支援、適正利潤を反映した単価の実現などについての意見書を関係機関に提出することを求める陳情であります。

審査の過程において、賃金上昇による企業経営への影響についての懸念があるものの、労働者の生活水準向上のための賃金引上げについての趣旨は理解できるものとして、全会一致で趣旨採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。9番渡部聖一君。

【建設常任委員長（渡部聖一君）登壇】

○建設常任委員長（渡部聖一君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、条例関係8件、補正予算6件、新年度予算5件及びその他2件の計21件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係の案件であります。

議案第3号飲料水供給施設設置条例の制定についてであります。これは、今年度末をもって、簡易水道事業を水道事業へ統合することに伴い、飲料水供給施設の設置に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第4号簡易水道事業の水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条

例案についてであります。これは、簡易水道事業の水道事業への統合に伴い、特別会計条例のほか、3件の関係条例を整備しようとするものであります。

次に、議案第15号集落排水施設条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、東由利地域田代地区及び黒瀨地区の一部を、集落排水処理区域に新たに追加しようとするものであります。

次に、議案第16号浄化槽施設条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、大内地域松本地区に、個別排水処理施設を新たに追加しようとするものであります。

次に、議案第20号ガス供給条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、ガス事業法の改正によるガス小売全面自由化に伴い、条文を整理しようとするものであります。

次に、議案第65号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額を改めようとするものであります。

次に、議案第66号ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、水道事業へ簡易水道事業を統合するに当たり、給水区域、給水人口等を改めるほか、ガス供給区域の変更に伴い、供給区域や、1日最大供給量を改めようとするものであります。

次に、議案第67号上水道事業給水条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、水道事業へ簡易水道事業を統合するに当たり、指定管理施設の給水区域について、水道料金の負担増加を緩和する経過措置を定めようとするものであります。

以上、御報告申し上げました8件の条例関係の案件につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、平成29年度一般会計から各特別会計への繰入れについてであります。

議案第28号下水道事業特別会計への繰入れについて及び議案第29号集落排水事業特別会計への繰入れについての2件についてであります。これらは、下水道事業特別会計及び集落排水事業特別会計へ15億円以内をそれぞれ繰り入れようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、各会計の補正予算であります。

このたびの補正予算につきましては、人件費の補正並びに各事業の確定及び決算を見据えた精査、また、国の補正予算関連事業等によるものであります。人件費以外の主なものについて御報告申し上げます。

初めに、議案第32号一般会計補正予算（第16号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では13款から15款、20款及び21款、歳出では4款、6款、8款及び11款、繰越明許費では8款及び11款であります。

歳入では、13款使用料及び手数料において、小規模水道等使用料の収入見込みによる減額のほか、住宅使用料の追加であります。

14款国庫支出金では、交付金額の確定による、公共土木施設災害復旧費負担金の減額が主なものであります。

15款県支出金では、事業費確定による環境整備活動推進事業費補助金及び住宅建築物

安全ストック形成事業費補助金の減額が主なものであります。

20款諸収入では土木雑入の追加、21款市債では、各事業債の起債額確定による減額であります。

次に、歳出であります。

4款衛生費、3項水道費では、簡易水道事業特別会計への繰出金の減額及び精査による小規模水道等事業費の減額が主なものであります。

6款農林水産業費、1項農業費では、集落排水事業特別会計への繰出金の追加であります。

8款土木費では、市道竜巻1号線道路改良工事に係る工事請負費を追加しようとするほか、精査による各事業費並びに下水道事業特別会計への繰出金の減額及び河川環境整備費の財源更正が主なものであります。

11款災害復旧費では、2項公共土木施設災害復旧費において、鳥海地域の市道水無線での地すべり観測期間の延長に伴い委託料を追加するほか、工事請負費の減額が主なものであります。

また、繰越明許費では、8款土木費において、社会資本整備総合交付金事業を初めとする4件の事業を、11款災害復旧費では、現年災害の災害復旧事業について、それぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第40号下水道事業特別会計補正予算（第6号）であります。

歳入では、収入見込みによる下水道使用料の追加及び一般会計繰入金の減額が主なものであります。

歳出では、精査による各事業費並びに消費税の減額が主なものであります。

継続費では、法適化移行事業において、平成28年度から30年度までの年割額のうち、28年度を696万3,000円、29年度を2,177万5,000円、30年度を2,246万2,000円とし、総額に変更はないものであります。

繰越明許費では、公共下水道事業（本荘処理区）を初め、3件の事業について、それぞれ設定しようとするものであります。

また、地方債補正では、特定環境保全公共下水道事業及び公営企業会計適用債の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

次に、議案第41号集落排水事業特別会計補正予算（第5号）であります。

歳入では、事業費確定に伴う市債並びに収入見込みによる使用料の減額のほか、一般会計繰入金の追加が主なものであります。

歳出では、事業費確定による各地区事業費の減額が主なものであります。

継続費では、法適化移行事業において、平成28年度から30年度までの年割額のうち、28年度を871万2,000円、29年度を2,003万7,000円、30年度を2,885万1,000円とし、総額に変更はないものであります。

また、地方債補正では、農業集落排水事業及び公営企業会計適用債の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

次に、議案第42号簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）であります。

歳入では、収入見込みによる水道使用料及び事業費確定による市債並びに一般会計繰入金の減額が主なものであります。

歳出では、事業費確定による施設管理費及び施設整備費の減額が主なものであります。また、地方債補正では、簡易水道事業及び公営企業適用債の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

次に、議案第46号水道事業会計補正予算（第5号）であります。

収益的収入及び資本的収入では、雑収入及び企業債の減額が主なものであります。

一方、収益的支出では、消費税等を追加しようとするものであります。

また、企業債の補正では、水道施設整備事業の起債限度額を減額しようとするものであります。

次に、議案第47号ガス事業会計補正予算（第3号）であります。

収益的収入及び資本的収入では、ガス売上及び企業債の減額が主なものであります。

一方、収益的支出及び資本的支出では、ガス製造原料費及び建設改良費を減額しようとするものであります。

また、企業債の補正では、供給設備整備事業の起債限度額を減額しようとするものであり、たな卸資産の購入限度額については、減額変更しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました6件の各会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度の各会計予算であります。

初めに、議案第48号一般会計予算であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、12款から14款、19款及び20款、歳出では、4款、6款、8款及び11款であります。主な内容につきまして御報告申し上げます。

初めに、歳入であります。

12款使用料及び手数料では、道路占用料及び住宅使用料などあります。

13款国庫支出金では、公共土木施設災害復旧、浄化槽整備、道路新設改良、J R羽後本荘駅周辺整備、公園維持管理などの各事業に関する補助金であります。

14款県支出金では、浄化槽整備事業費補助金、がけ地近接危険住宅移転事業費補助金、県道除雪委託金などあります。

19款諸収入では、土木雑入において、住宅防火施設整備に関する補助金であります。

20款市債では、各事業にかかわる市債であります。

次に、歳出であります。

4款衛生費、2項清掃費では、浄化槽設置事業費、3項水道費では、水道事業会計への補助金のほか、東由利地域の須郷・中ノ沢地区簡易給水施設整備事業費などあります。

6款農林水産業費、1項農業費では、集落排水事業特別会計への繰出金であります。

8款土木費では、道路及び橋梁維持管理や新設・改良、河川の維持管理、除排雪、下水道、都市公園及び公営住宅などに関する経費であります。

経常的経費以外の主な事業は、橋梁長寿命化修繕、総合防災公園整備に係る各路線整備、公園施設長寿命化事業、総合都市交通体系調査、J R羽後本荘駅周辺整備事業、公営住宅改修事業、住宅リフォーム資金助成事業などあります。

11款災害復旧費では、鳥海地域市道水無線に係る真人橋の災害復旧費のほか、単独災害に係る復旧経費などあります。

次に、議案第56号下水道事業特別会計予算であります。

歳出の主なものは、公債費のほか、料金徴収及び下水道台帳作成に関する経費、各処理施設の維持管理費、水林浄化センター長寿命化改築更新工事費、道川及び前郷の各浄化センター機械・電気設備工事費などであります。

財源は、下水道使用料、社会資本整備総合交付金、一般会計繰入金、市債などであり、歳入歳出予算総額を31億8,374万7,000円とするものであります。

また、公共下水道事業等における地方債の起債に関する事項及び一時借入金の借入最高額を設定するものであります。

次に、議案第57号集落排水事業特別会計予算であります。

歳出の主なものは、公債費のほか、料金徴収事務経費、各処理施設の維持管理費、鳥海地域の国道108号（矢ノ本工区）道路改良に係る下水道管移設工事費、本荘地域の内越第1地区機能強化工事費などであります。

財源は、農業集落排水施設使用料、農山漁村地域整備交付金、一般会計繰入金、道路工事関連補償費、市債などであり、歳入歳出予算総額を22億7,790万3,000円とするものであります。

また、農業集落排水事業等における地方債の起債に関する事項及び一時借入金の借入最高額を設定するものであります。

次に、議案第62号水道事業会計予算であります。

収益的収入では、水道料金、料金徴収事務受託料、一般会計繰出金、工事負担金などが主なものであり、水道事業収益の予定額を27億7,265万7,000円とするものであります。

同じく支出では、料金収納に要する経費、施設の維持管理費、減価償却費及び企業債利息などが主なものであり、水道事業費用の予定額を25億4,960万2,000円とするものであります。

一方、資本的収入では、企業債、下水道事業などに伴う水道管移設工事負担金、一般会計出資金などであり、予定額を7億6,604万2,000円とするものであります。

同じく支出では、企業債償還金のほか、蟻山浄水場改良や道路改良工事に伴う配水管布設替工事費、メーターの購入などの業務設備費などが主なものであり、予定額を18億2,126万9,000円とするものであります。

債務負担行為では、導管網管理システム賃借料について、期間を平成29年度から34年度まで、限度額を1,134万円として設定しようとするものであります。

また、水道施設整備事業における企業債の起債に関する事項、一時借入金の限度額及びたな卸資産購入限度額をそれぞれ設定しようとするものであります。

最後に、議案第63号ガス事業会計予算であります。

収益的収入では、ガス料金、受注工事収益、器具販売収益、一般会計補助金、長期前受金の戻入れなどが主なものであり、ガス事業収益の予定額を11億9,647万円とするものであります。

同じく支出では、維持管理費、ガス原料費、器具販売費、企業債利息などが主なものであり、ガス事業費用の予定額を10億3,583万9,000円とするものであります。

一方、資本的収入では、企業債、公共下水道事業などに伴うガス管移設工事負担金が主なものであり、予定額を1億9,206万2,000円とするものであります。

同じく支出では、企業債償還金のほか、ガス経年管更新事業費、下水道及び道路改良事業に伴うガス管移設などの工事費が主なものであり、予定額を5億2,520万8,000円とするものであります。

また、供給設備整備事業における企業債の起債に関する事項、一時借入金の限度額及びたな卸資産購入限度額をそれぞれ設定するものであります。

以上、御報告申し上げました5件の各会計の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、総合防災公園整備特別委員長の報告を求めます。24番佐藤譲司君。

【総合防災公園整備特別委員長（佐藤譲司君）登壇】

○総合防災公園整備特別委員長（佐藤譲司君） 総合防災公園整備特別委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして、当特別委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託されました案件を除いて、条例関係1件、新年度予算1件、契約関係2件の合計4件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第18号都市公園条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、（仮称）由利本荘総合防災公園の施設名称及び備品使用料等を規定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第48号平成29年度一般会計予算であります。当特別委員会に審査付託になりましたのは、歳入では13款と20款、歳出では2款と8款、債務負担行為であります。

歳入についてであります。13款国庫支出金では社会資本整備総合交付金、20款市債では防災公園整備事業債であります。

次に、歳出であります。2款総務費では1項総務管理費において、プロバスケットボールチーム秋田ノーザンハピネッツのプレシーズンゲームに対する開催地負担金と由利本荘市でのスポーツ合宿に支援する合宿補助金が主なものであります。

8款土木費では、5項都市計画費において、（仮称）由利本荘総合防災公園アリーナ建設工事及び屋根付きグラウンド建設工事に要する経費であります。

続いて、債務負担行為であります。これは、（仮称）由利本荘総合防災公園関連備品のうち、発注から納入にかかる期間が6カ月以上を要する備品の購入費において、期間を平成29年度から平成30年度までの2カ年、限度額を1億4,726万7,000円として設定しようとするものであります。

次に、議案第68号（仮称）由利本荘総合防災公園屋根付きグラウンド建設工事請負契約の締結についてであります。これは、（仮称）由利本荘総合防災公園屋根付きグラウンド建設工事について、村岡・長田・山科特定建設工事共同企業体代表者村岡建設工業株式会社と4億4,604万円で契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

最後に、議案第69号（仮称）由利本荘総合防災公園アリーナ建設工事請負変更契約の

締結についてであります。これは、佐藤・村岡・長田特定建設工事共同企業体代表者佐藤工業株式会社東北支店と81億4,860万円で契約締結している工事について、センタービジョンの設置費用を追加するため、契約金額を2億4,996万8,160円増額し、83億9,856万8,160円に変更契約を締結しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました4件の案件につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、総合防災公園整備特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

正午を過ぎておりますので、この際、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時11分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び議案・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思っておりますので、御了承願います。

○議長（鈴木和夫君） 日程第3、議案第2号予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第4、議案第3号飲料水供給施設設置条例の制定について及び日程第5、議案第4号簡易水道事業の水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例案の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号及び議案第4号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第6、議案第5号組織条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第7、議案第6号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第8、議案第7号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一

部を改正する条例案から、日程第11、議案第10号長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例案までの4件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第7号から議案第10号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第12、議案第11号税条例等の一部を改正する条例案及び日程第13、議案第12号地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第11号及び議案第12号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第14、議案第13号中小企業融資あっせんの特例に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第15、議案第14号花立クリーンハイツ条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第13号及び議案第14号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第16、議案第15号集落排水施設条例の一部を改正する条例案及び日程第17、議案第16号浄化槽施設条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第15号及び議案第16号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第18、議案第18号都市公園条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総合防災公園整備特別委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第19、議案第19号健康増進施設に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第20、議案第20号ガス供給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第20号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第21、議案第21号消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例案から、日程第23、議案第24号財産の無償譲渡についてまでの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第21号、議案第23号及び議案第24号の3件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第24、議案第25号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第25号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第25、議案第26号本荘由利広域市町村圏組合と由利本荘市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更についてを議題といたします。
教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第26号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第26、議案第27号平成29年度介護サービス事業特別会計への繰入れについてから、日程第29、議案第30号平成29年度スキー場運営特別会計への繰入れについてまでの4件を一括議題といたします。
各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第27号から議案第30号までの4件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第30、議案第32号一般会計補正予算（第16号）を議題といた

します。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第32号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第31、議案第33号国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から、日程第34、議案第36号受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第33号から議案第36号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第35、議案第37号情報センター特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第37号は、原案のとおり可決

されました。

-
- 議長（鈴木和夫君） 日程第36、議案第38号奨学資金特別会計補正予算（第1号）及び日程第37、議案第39号介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第38号及び議案第39号の2件は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（鈴木和夫君） 日程第38、議案第40号下水道事業特別会計補正予算（第6号）から、日程第40、議案第42号簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第40号から議案第42号までの3件は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（鈴木和夫君） 日程第41、議案第43号スキー場運営特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第43号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第42、議案第44号小友財産区特別会計補正予算（第1号）及び日程第43、議案第45号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第44号及び議案第45号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第44、議案第46号水道事業会計補正予算（第5号）及び日程第45、議案第47号ガス事業会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第46号及び議案第47号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第46、議案第48号平成29年度一般会計予算を議題といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。初めに、5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

○5番（佐々木隆一君） 議案第48号平成29年度由利本荘市一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

新年度の機構改革案で、市は危機管理監に退職自衛官を採用するとして、私は一般質問の中で外部採用を撤回して従来どおり職員を登用すべきであると質問しました。市当局の案は変わらないようであります。

安倍政権の進める戦争する国づくりのため、自衛官募集と自衛隊を国民に認知させるなど、狙われている自衛隊と学校、そして自治体との連携について述べます。

自衛隊が自衛官募集のための広報活動や個人情報収集を強めているのは、年々隊員の確保が困難になっている背景があります。その最大の要因は少子化と進学率の向上であります。隊員募集のターゲットは高卒、就職希望の青年であり、昨年度就職した18歳は17%約19万人、その中から毎年約1万人を確保し入隊させるのは容易ではありません。

このように、少子化により困難になっていく自衛官募集をさらに難しくするのが安倍政権の進める戦争する国づくりで、そのために減少に拍車をかけています。戦争法が成立し、今後、自衛官のリスクが増大するのではないかという段階でも隊員の募集に影響が出ており、仮に南スーダンで実際に戦闘に巻き込まれて自衛官に不測の事態などが生じた場合、自衛隊に志願する人は確実に減少するでしょう。

平成27年度募集実施計画という陸上幕僚監部の作成した文書には募集基盤の整備について次のようにあります。「学校、地方公共団体等に対する積極的な働きかけを継続し自衛官募集への理解を得るとともに協力を拡大し、適質隊員の安定確保に資する。この際、中央からの働きかけを推進し、学校、地方公共団体との連携、協力の強化を図る」と記述されています。

このように、近年、自衛隊は地方自治体との関係を強化するため、自衛隊退職者を危機管理や防災のエキスパートとして地方自治体に再就職させる施策を推進しています。

今回の退職自衛官の危機管理監としての採用も、これらの一連の流れに沿ったものであり、反対するものであります。

以上です。

○議長（鈴木和夫君） 次に、4番今野英元君。

【4番（今野英元君）登壇】

○4番（今野英元君） 議案第48号平成29年度由利本荘市一般会計予算、4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、13節の委託料、本荘清掃センター管理費5,032万5,000円に反対の立場から討論を行います。

この本荘清掃センター運転管理業務委託の入札の契約方法は、公募型指名競争入札として、秋田医療福祉株式会社が予定価格7億1,107万920円を請負決定額5億6,430万2,160円で落札したものであります。市ではこの業務委託を発注するに当たり、市内業者でごみ焼却処理業務の経験、実績のある業者がいないため、入札参加者を新規参入者、異業種参入者にも門戸を広げたとしております。また、経験、実績のない業者であるため、委託期間の前期3年を段階的に委託として市職員の指導のもとで技術や資格の取得

が可能となるようにするとしています。

指名競争入札は、地方自治法、地方自治法施行令において次のように規定されております。指名競争入札は、地方公共団体が任意に特定多数の者を指名して競争させるもので、契約の履行について必要な資力、能力、経験、技術、実績、信用を有する者でなければならないとしています。また、指名競争入札は特定の者の決定に当たり、一部の者に固定化、偏重、談合が容易であるため、このような弊害をなくするためには施行令第167条の11第2項において、被指名者の資格要件を定めることが義務づけられております。そして、資力、経験、実績、能力及び技術の判断とその把握、一定の尺度がなければならないとしています。この業務委託の指名競争入札に当たっては、指名を適正に行い、指名の適正さを担保するための内部チェック、監査等をするために、平成5年12月24日、そして平成12年2月1日に、国より明確な指名基準とこれを補完する運用基準を定め公表することが各自治体に通知されております。

私はこの件について、今議会で一般質問を行いました。資格審査委員会や法令遵守について、市は次のような答弁をしています。資格審査について、御質問の未経験、未実績であることや、業務内容を示す目的欄に記載されているか否かなどの審査はしておりませんとの答弁。審査をしていない点や、公募型指名競争入札については、指名競争入札の形をとりつつ、できるだけ一般競争入札と同様の効果を上げることを期待したものであり、市としては限りなく一般競争入札の結果に近い制度であると認識しておりますとの答弁であります。指名競争入札の形式をとりながら、できるだけ一般競争入札と同様の効果を上げることを期待したものであるために、指名競争入札の形式、定義を事実上骨抜き、形骸化して、できるだけ一般競争入札の結果に近い制度、契約であるとの、私から言わせれば支離滅裂、矛盾に満ちたさまよえる迷答弁であります。つまり、法令違反であることを重々承知、認識してこの入札を行ったことをこの答弁は明確に物語っております。

そして、この答弁の中に市の姿勢がはっきりとあらわれております。なぜ前年度に職員からの告発文書があり、それを警察に捜査依頼しておきながらこのような法令無視、強引な手法をとるのか、とても理解できるものではありません。

例えば市長が市内業者育成のために個人的に、建設業の経験がない医療福祉会社に市長の自宅の工事を自己資金で行って、3年間の期間をかけて技術を習得させ、建設業者を育成することには何の問題もありません。しかし、今回のこのような入札契約を通して市民の税金、つまり公金が、公共事業が行われることには議員として納得するわけにはいかないのであります。

承認となればこの4月よりこの事業が行われ、予算が執行されることになります。このような入札のあり方は法令を無視したものであり、無効の入札であることを訴えて、反対討論といたします。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の

諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第48号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第47、議案第49号平成29年度国民健康保険特別会計予算から、日程第50、議案第52号平成29年度受託施設休日応急診療所運営特別会計予算までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第49号から議案第52号までの4件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第51、議案第53号平成29年度情報センター特別会計予算を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第53号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第52、議案第54号平成29年度奨学資金特別会計予算及び日程第53、議案第55号平成29年度介護サービス事業特別会計予算の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第54号及び議案第55号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第54、議案第56号平成29年度下水道事業特別会計予算及び日程第55、議案第57号平成29年度集落排水事業特別会計予算の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第56号及び議案第57号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第56、議案第58号平成29年度スキー場運営特別会計予算を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第58号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第57、議案第59号平成29年度小友財産区特別会計予算から、日程第59、議案第61号平成29年度松ヶ崎財産区特別会計予算までの3件を一括議題とい

たします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第59号から議案第61号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第60、議案第62号平成29年度水道事業会計予算及び日程第61、議案第63号平成29年度ガス事業会計予算の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第62号及び議案第63号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第62、議案第65号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案から、日程第64、議案第67号上水道事業給水条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第65号から議案第67号までの

3件は、原案のとおり可決されました。

- 議長（鈴木和夫君） 日程第65、議案第68号（仮称）由利本荘総合防災公園屋根付きグラウンド建設工事請負契約の締結について及び日程第66、議案第69号（仮称）由利本荘総合防災公園アリーナ建設工事請負変更契約の締結についての2件を一括議題といたします。

総合防災公園整備特別委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第68号及び議案第69号の2件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第67、議案第70号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第70号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第68、議案第71号一般会計補正予算（第17号）を議題といたします。

総務、教育民生両常任委員長の報告は、原案を可決すべきもの、産業経済常任委員長の報告は、意見を付して原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。10番伊藤順男君。

【10番（伊藤順男君）登壇】

- 10番（伊藤順男君） 議案第71号一般会計補正予算（第17号）歳出7款、いわゆる由利高原鉄道に対するバス事業補助金等について産業経済常任委員長に質疑をいたします。

歳出7款は、平成26年度から3カ年計画のあきた未来づくりプロジェクトの一環で、市が県からの交付金6,070万円を活用、鳥海山ろく線の終点である矢島駅からの二次交通、いわゆる矢島駅から鳥海山麓周辺の観光強化を図るため、由利高原鉄道にマイクロバス3台が無償貸与され、平成28年度、昨年4月から同鉄道がバス事業を行ってきたところであり、そうした折の本年1月24日、事業初年度決算において、その見込みが惨たんたる結果になることが予想され、そのことにより主事業である鉄道経営に支障を来すとし、春田由利高原鉄道社長から長谷部市長に支援要請が出されたところであり、

そこで、質問の1であります。由利高原鉄道は月ごとに決算をする、いわゆる月次決算と認識しておりますが、バス事業の決算について委員会の質疑はどのようなものであったかお聞きします。

質問の2、市は惨たんたる事業内容、いわゆる鉄道事業の経営に支障が出たとの認識について、いつ、どの時点で把握したか。また、そうした委員会質疑について何うものであります。

市は、本事業導入において、平成26年12月22日に行われた県とのバス事業経営に関する確認事項、バス事業に赤字が出た場合は二次アクセス確保と観光誘客の趣旨から委託費の増額を行う、いわゆる鉄道事業収支に支障がないよう市が経営に責任を持つというお墨つきともとれる内容で県と確認をしております。

市はそのことを受け、赤字が見込まれる約580万円のうち、運営補助金として150万円、貸付金として430万円を追加しようとするのがこのたびの議案であります。

そこで、質問の3であります。私ども議会には、県との確認事項等の報告はなかったとの認識であります。市は同趣旨の内容で説明してきたとしているが、委員会での質疑について伺います。

質問の4、これまで市は、赤字を出し由利高原鉄道経営全般の足を引っ張ることはないとの説明をしてきたことと、このたびの支援に対する整合性についての委員会の質疑はどのようなものであったかお聞きするものであります。

質問の5、由利高原鉄道バス事業の運営において、銀行に借り入れをお願いしたが銀行では実績がないので融資を見送った、このように2月24日の議案に対する質疑で私に答弁をしております。そこで、事業計画では赤字が3年続くとしているが、いつ、どこで、誰が本計画を作成したのか。

また、委員長報告では、県から収益性等の疑義や鉄道本体経営の足を引っ張るいわゆる影響が指摘されていたにもかかわらず、初年度の大赤字について遺憾としながらも委員会で議案の可決をしたところであり、経営についての将来性や見通しについて、どのような質疑をしたのか、また同時に事業の中止も考慮とありますが、バス事業の将来性と事業の中止との整合性については、

以上、5点について質疑をいたします。

○議長（鈴木和夫君） 産業経済常任委員長の答弁を求めます。26番井島市太郎君。

【産業経済常任委員長（井島市太郎君）登壇】

○産業経済常任委員長（井島市太郎君） ただいまの委員長報告に対する伊藤議員の質疑にお答えいたしますが、委員会の一言一言の内容については会議録を確認しなければ、

私の記憶にないものもあるかもしれませんが、でも精いっぱい思い出しながら質疑に答えていきたいと思えます。

まず、結論から申し上げますと、今回の議案として出てきた150万円、それから430万円の貸付金については、これまで委員会の全会一致として、鉄道本体に悪影響を与えてはならないということが1つと、それから市当局の事業初年度の、事業開始月がおくれたという、いわゆる行政側の責任もあるものですから、その部分の約2カ月分については、やっぱりこれは補助金でやるのが妥当だろうという説明を受けております。あと残りの430万円については、やっぱり企業としての経営努力の甘さもあったんでしょうし、そういうことも含めまして、将来の努力によって返していただくという貸付金、融資で補うということで、この件については委員会全会一致で了解しております。

さらに、今、伊藤議員のほうからありました改善計画について、将来3年についてのいわゆる赤字になるような改善計画、これは委員会でもどう審査したのかというお話があったと思いますが、これも委員会においては改善をもっと厳しくするべきだと、赤字の改善計画ということは普通考えられないと、やっぱりきっちり経営が好転するようなぎりぎり詰めた計画を出していただきたいという御意見が大半でありました。

委員会の最終日に、当局は事前に出した改善計画を、言葉上適正かどうかわかりませんが、見直しをしますと、極端に言えば白紙にしますと。平成29年3月末までに会社と当局が新たな改善計画を示すと。我々委員会側の受けとめ方としては赤字にならない改善計画が出てくるものと思っております。それらに対する内容については、当然、市側では、皆さん御案内のように委託事業の見直しと、それから会社側にとっては自主事業の見直しをもっと厳しく精査して、鉄道部門との全体としての改善がなされるような計画が出てくるものだと思っております。

それにもし、それにかかわる予算等の裏づけが必要だとすれば、6月の定例会で補正として持ってくるという、これは当局に確認しております。委員会の場で確認をしておりますし、それでもなおかつ厳しいような状況が生まれた場合は、この事業の見直しも含めまして大変厳しい決断をしなければならないと、そういうことをも当局には委員会として確認しております。この2つの確認の上のもとに、今回示された補正予算を全会一致で可決すべきものと決したわけでありまして。

それで、私の記憶でわかる範囲内で、伊藤議員から言われました、たしか今、走り書きした中には6項目ぐらいあるように記憶していますが、月次決算については、この資料を我々、当局に要望しました。でも出てきませんでした。ただ、四半期ごとの決算の報告は資料として委員の皆さんには配付しておりますので、委員の皆さんもそれを参考にして審査に入ったと思っております。

それから、惨たんたる内容云々ということがあったわけでありまして、これ当局はいつころ把握したのかという具体的な質疑ありましたが、委員会の中での当局の説明では、昨年10月、秋口ごろ、会社のほうからの四半期ごとの決算でしょうか、ちょっとそこら辺まで詳しくわかりませんが、それを見ながら、約二百十何万円の赤字だよというそれを知ったとそういう報告は受けております。

それから、県とのいわゆる確認事項についてであります。我々が、今の委員会の人方がペーパーでいただいたのは2月6日の協議会でありまして。この内容についての委員

会での委員からの当局に対する質問等は特段ございませんでした。恐らくペーパーを配っていたで、委員の人方がそれも参酌しながらの判断だったとっております。

それらのいろいろ、資料をいただきながら慎重に審査をして、先ほど申し上げましたように、これからの企業としての自主的な努力も促しながら3年間の健全計画を出していただくと。それはきっちり当局との約束をしながら、今回の全会一致で可決すべきものと決した次第でありますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

まだ言い足りない部分あったと思いますが、御了承のほどお願いします。

以上です。

○議長（鈴木和夫君） 10番伊藤順男君、再質疑ありませんか。

○10番（伊藤順男君） 井島委員長にはありがとうございました。会派の中でも委員がおりますので、いろいろなことについて少しは聞いておったところでした。

なぜこういうような質問をさせていただいたかというようなことでありますけれども、実は今年の会議録をこの件のところで見ましたら、ほぼなしというようなことで、これは会議録に載っていないというような中で、例えば先ほど市のほうから報告があった、なかったというようなことも含めて、言った言わないというようなことではこの件はだめだなというようなことも含めて、会議録に載せたいというような意図が1つあるということをもまず申し上げておきたいなというふうに思います。

委員長のほうからは全体的なことで話ありましたので、私も全体的な、個別には申し上げないというようなことでいきたいと思いますが、厳しい形で臨んだというようなことでありますので、私も今、話を聞いた限りでは相当厳しくというんでしょうか、奥深くまでやったのではないのかなと。そういう意味では委員会が慎重に審査をされたということにつきましては敬意をあらわしたいなとこのように思っているところでありますし、そういう意味での委員会が全会一致で可決されたというようなことでありますので、大いに意義のあることかなとそんなふうには思っているところであります。

そうした中で、この税金の使い道というところなんです、私、手帳に、実はこんなことを書いているんです。税金の使い道というようなことで、いかなる手続のもとで、いかなる方法で、全体の利益、多数者の利益と少数者の利益との調和を図るとこういうふうには書いているんです。地域公共交通である鉄道については、私はこの言葉をやっぱり重要視しなければいけないのかなと。だけれども、バス事業については限りなく民間事業に近いそういう事業形態だろうなと。そういうようなことも含めて、鉄道事業とバス事業とは経理を別にしなさいというようなことを県との打ち合わせでもやっている、そのことだというふうに私は理解しております。

もう一つ、実は手帳に書かれていることがあるんです。行政の守備範囲の見直しというようなことが書かれてありまして、行政はどこまで何をすべきか、行政の分野はどこまでか限界をはっきりさせよう、こういうふうには書いてあるんです。これ実は、何年も手帳がありますから、その都度書き足しあるいはなくしたりというようなことでやってきているんですが、この鉄道事業の公共性というものと、このバス事業というもの、ここに税金を入れるというような中で、バス事業というものがどういう位置づけかというようなことをきっちりして物事をやらなければならないのかなと。

そういう意味で、今後井島委員長からはこのまま赤字の垂れ流しはしないというよう

な意味合いの話ではなかったかと私は今の話で聞いておるんですが、委員長にはその辺のことどうなのか、もう一度お聞きしたいなというふうに思います。

○議長（鈴木和夫君） 26番井島市太郎君。

○産業経済常任委員長（井島市太郎君） 税金の使い道等については、委員会では具体的な議論はありませんでした。ただやっぱり、今、伊藤議員が言われましたように、いずれこれ、原資は税金でありますので、今後3年間、好転するようなことがなければ思い切った見直しをもという委員からの発言もありましたし、当局からもそういう決意をいただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 10番伊藤順男君、再々質疑ありませんか。

○10番（伊藤順男君） わかりました。まず、いずれにいたしましても税金の使い道というようなことについては慎重でなければいけないし、やはり緊張感を持ってこのことに対して物事をやっていくというようなことが私は非常に大切なのかなど。やはり民間企業がこれだけ頑張って税金を納めて、あるいは市民が税金を納めてくれているというようなことでありますから、そういうことが大多数の皆さんあるいは多数者の皆さんと、少数者の皆さんに、この方々からやっぱりこれは当たり前だと言われるようなものでなければ私はだめなのかなど。そういうような意見を申し上げて終わりたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、10番伊藤順男君の質疑を終了いたします。

ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第71号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第69、議案第72号介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第72号は、原案のとおり可決

されました。

-
- 議長（鈴木和夫君） 日程第70、陳情第1号地域別最低賃金の引き上げと全国一律最賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。産業経済常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
- 【「なし」と呼ぶ者あり】
- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。討論ありませんか。
- 【「なし」と呼ぶ者あり】
- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。
- 【「異議なし」と呼ぶ者あり】
- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第1号は、趣旨採択することに決定いたしました。

-
- 議長（鈴木和夫君） 日程第71、陳情第2号共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する意見書提出についての陳情を議題といたします。総務常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第111条の規定により継続審査の申し出がありました。この際、討論の通告がありますので、これを許します。5番佐々木隆一君。
- 【5番（佐々木隆一君）登壇】

- 5番（佐々木隆一君） 陳情第2号共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する意見書提出についての陳情、継続審査に対し反対の討論を行います。自民党はきのう7日の政調審議会で共謀罪法案の審査を見送りました。同法案への対応について党内手続を慎重に進めている公明党に配慮したのですが、断念してはいません。

政府は当初、10日に閣議決定して国会に提出する段取りでした。政府が法案の目的をテロ対策強化としながら、条文にテロの文言を盛り込まなかったことなどに対し、テロ対策は口実にすぎないと国民の批判が強まっています。与党内からも法案への疑義が出ており、政府は条文修正を迫られるなど混迷しています。

犯罪を実行しなくとも複数人で犯罪を話し合うだけで罪となる共謀罪、強い批判を受け、国会で過去3回、法案が廃案となりました。政府は今回、今までの共謀罪と違う、テロ対策が目的だと自民、公明の与党が政府原案の審査をしています。共謀罪という呼び方を変え、テロ等準備罪だから共謀罪とは違うとあって、新たに組織的犯罪集団によることと、準備行為を行ったことの2つの要件に加え対象とする犯罪を減らしたと主張しています。

しかし、犯罪の共謀という合意を処罰対象にするという共謀罪の本質は何ら変わりありません。見かけのパッケージを変えて国民の目をくらまそうとする安倍内閣の悪質なイメージ戦略であります。

安倍政権の意図は、共謀を犯罪行為とすることによって、相談や準備などを取り締まることとしてこれまでの犯罪捜査方法を拡大しようとするところにあります。既に電話盗聴、電話傍受の範囲は法改定で広げられており、室内盗聴導入も狙われています。現に警察は令状によらないGPS捜査を進めながら、その使用を秘密にすることを指示するなど、深刻な人権侵害が放任されています。

国会論戦では、政府は法案の必要性について、金田法相など答弁不能に陥っています。国会に出される前から問題が噴出している共謀罪法案について、安倍政権は3月上旬の閣議決定、国会提出を狙っていますが、そんな暴走は絶対に許されません。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。25番佐藤勇君。

【25番（佐藤勇君）登壇】

○25番（佐藤勇君） 私は、継続審査に賛成の立場で討論を行います。

陳情第2号共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する意見書提出についてであります。

ただいま、5番日本共産党佐々木隆一議員が、委員長報告に反対の討論をなされました。大方の議員皆様が委員長報告の継続審査とする報告に何ら反対ではないと、私個人的見解ではありますが、私があえて賛成討論を行いますのは、余り内容を熟知しておらない方、まだ勉強不足あるいはそのまま鵜呑みに、一部の方々から廃案にしようとされるならば、何と国益に反すると考えたからであります。

共謀罪については、学者間においても賛否両論あるわけではありますが、現在に至っては、2月19日の時事通信社の世論調査において、66.8%の支持理解を得ているものであります。

今から14年前、小泉政権の時代、その後3回にわたり法案が提出されましたが、廃案になっております。しかし、現在政府が検討しているのは、このテロ等の準備行為であって従来の共謀罪とは全く違うものであります。

政府は、2020年、3年後の東京オリンピックを控え、2000年に国際連合総会で採択されました国際組織犯罪防止条約を締結したい意向であります。既に187の国と地域が締結いたしております。G7の中でも締結していないのは日本だけあります。国際社会と協調してテロ犯罪を未然に防ぐには、この条約を締結することが必要不可欠としております。

これは国際社会の責任であるとしております。まだ締結に至っていないのは、日本、イラン、ソロモン諸島、コンゴ、ツバル、パプアニューギニア、パラオ、南スーダン、ソマリア、北朝鮮の10カ国であります。反対する本当の理由としては大まかに5点ほどまとまって調査されたものがありますけれども、今は2つぐらい紹介しまして、ほかは控えたいと思います。

反日活动、そのほか反対活動が共謀罪に当たるおそれがあること、また、マイナンバー、不法滞在、資産隠し、生活保護不正受給等々あります。

反対しておられるのは、日本共産党ほか国会野党であり、日本で組織的犯罪を企てているのは、テロ組織、過激派、第三人、と申しましてもこれはほんの一部と思われまます。そのようなかわりのある政党が反対しておるわけであります。

よって、私は、この法案の真の有益性を引き出すため、なお国民が納得して、国際社会のリーダーたる日本国、主権国家日本の安全・安心を維持、平和であり続けることの確認をする意味において、なお審査の要ありとする委員長報告に対して賛成の立場での討論といたします。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長の申し出のとおり、これを継続審査することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって陳情第2号は、継続審査することに決定いたしました。

この際、議決結果に基づく案件追加を協議するための議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休 憩

午後 2時18分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、議案第5号及び議案第22号の可決に係る議員発案第1号及び議員発案第2号を日程に追加することといたしました。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしております議員発案第1号及び議員発案第2号を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第72、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

議員発案第1号由利本荘市議会委員会条例の一部改正について及び議員発案第2号市長の専決処分事項の指定についての2件を一括上程し、提案者の説明を求めます。10番伊藤順男君。

【10番（伊藤順男君）登壇】

○10番（伊藤順男君） 本日追加提出いたしました議員発案第1号由利本荘市議会委員会条例の一部改正について及び議員発案第2号市長の専決処分事項の指定についての2件の議案について御説明申し上げます。

初めに、議員発案第1号由利本荘市議会委員会条例の一部改正についてであります。組織条例の一部改正など市の組織機構の改編に伴い、4月から総務常任委員会所管の出納室を会計課に、教育民生常任委員会所管の保育園民営化・地域資源を活用した遊び推進事務局を木のおもちゃ美術館整備推進事務局に変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議員発案第2号市長の専決処分事項の指定についてであります。議会の議決事件のうち、地方自治法の規定により市長が専決処分できるものとして指定されている

事項3項目のうち、市区町村を越えた保育所の広域入所についての関係団体との協議が保育園民営化により不要となったことから、そのほかの2項目100万円未満の損害賠償額などの決定並びに加入する一部事務組合の組織などの変更を市長が専決処分できるものとして、引き続き指定しようとするものであります。

以上、2件の議員発案について、議員各位の御賛同をお願いし、提案説明といたします。

○議長（鈴木和夫君） これにて、追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第1号及び議員発案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議員発案第1号及び議員発案第2号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第1号及び議員発案第2号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議員発案第1号及び議員発案第2号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第73、議員発案第1号由利本荘市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第74、議員発案第2号市長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第2号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は全て終了いたしました。

去る2月16日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力をいただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成29年第1回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 2時24分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 鈴木 和 夫

議 員 佐々木 慶 治

議 員 佐 藤 讓 司